

野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています

【法律】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

【例外行為】

(政令で定める例外)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条」

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
※河川敷の草焼き、道路そばの草焼き等
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
※災害時の応急対策、火災予防訓練等
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
※正月のしめ縄、門松を焚く行事等
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
※焼き畑、畦の草及び下枝の焼却等(廃ビニール・廃プラスチック等は禁止)
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
※落ち葉たき、キャンプファイヤー等(ドラム缶等の使用は禁止)

【注意】

例外行為の焼却であっても燃やす量は必要最小限にとどめてください。また時間帯、周辺の住民、環境等に十分な配慮が必要です。なお、気象状況により焼却できない場合や中止をお願いする場合があります。(煙が上がる場合は、火災予防条例第45条に基づき消防署への届け出が必要です。)

通報があった場合は、警察、消防、市が現地を確認し、違反している場合には行政指導の対象となり、ただちに消火をお願いしています。

【罰則】(廃棄物を焼却した者)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条第1項15号・第32条第1項1号

該当する者は、5年以下の懲役若しくは1000万円(法人は3億円)以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第25条第2項で未遂も処罰されます。

《四国中央市生活環境課・四国中央市消防本部・四国中央警察署》